



- 東京都が都内の飲食店向けに多言語メニュー化の支援サイトを公開しています。英語やタイ語など12か国語のメニューが無料で翻訳できる他、指さしコミュニケーションツールの配布もしているそうです。外国人観光客の受け入れに向けて、ユニークな取り組みを行っています。「多言語メニュー作成支援ウェブサイト」(<http://www.menu-tokyo.jp/menu/>)

役付手当の支給状況

役付手当の近年の動き

- 厚生労働省の「就労条件総合調査」では、87.7%と9割近い企業が支給しています。こうした役付手当は、近年「役割給」など基本賃金の一つとして格上げし、仕事の責任の重さに報いる動きも出てきています。

金額は「同じ職位であれば一律」が大半

- 役付手当の設定方法について、労務行政研究所「諸手当の支給に関する実態調査」によると、部長から係長のすべてで「一律定額」が6～7割台を占め、「同じ役職位でも金額に幅がある」(3割台)を大きく上回っています。
- 規模別にみると、部長と係長では300人未満で「一律定額」が多く6割台、課長は1,000人以上と300人未満で「一律定額」が7割程度を占めています。
- 産業別では、製造業では「一律定額」が7～8割程度ですが、非製造業では5～6割と製造業に比べて少なくなっています。



- 約付手当や役職手当は「階級である“課長”や“部長”」に支払われているのか、「経理課長、営業課長」などポジションに支払われているのかで意味合いが異なってきます。
- 自社の「課長」や「部長」とは、ポジションなのか、階級なのかを明確にすることが大切です。

2015年度 新卒採用に関するアンケート調査結果

企業の採用意欲が高い水準で推移

- 日本経済団体連合会が行った同調査によると、2016年4月入社対象の採用選考活動を実施した企業の割合(実施予定も含む)は96.7%となっており、高水準が続いています。
- また、就職市場による評価では、「前年と比べて売り手市場であった」との回答が91.1%を占め、2015年入社と比べて24.4ポイントの大幅増となりました。

採用選考スケジュールの変更に伴う影響や評価

- 学生側としては学生の学業と就職活動について、活動期間や学習時間の確保において「悪い影響があった」、または「どちらかと言うと悪い影響があった」と回答した企業の割合が96.2%に上りました。採用側も負担が増え「悪い影響があった」、または「どちらかと言うと悪い影響があった」と回答した企業の割合は87.9%に上りました。



- 「慌てて採ったが、いい人材でなかった」となって後悔されるのであれば、(1)アルバイトからの正社員登用、(2)インターンシップ制度の導入、(3)紹介予定派遣など時間をかけて見極める形も選択肢として検討してみてもいいかもしれません。



【特集】マイナンバー制度⑪

～マイナンバーが万が一漏洩してしまったら…？

事業者が取り扱うマイナンバーの漏えい事案が発覚した場合について、対応のヒントを例示しました

経理担当者が自宅で作業するために、マイナンバーを保存している電子媒体(USBメモリ)を鞆に入れて、持ち帰る途中で鞆ごと紛失してしまった

～発覚時対応の例～

- 事業者内部における報告、被害の拡大防止
→ 責任者へ報告、警察等への紛失届の提出、当日の行動範囲の探索
- 事実関係の調査、原因の究明
→ どのような取り扱いをしていたか本人から聴取し、ルールに反していないか、原因を究明
- 影響範囲の特定
→ 保存データにどのような情報が含まれているかを特定し、流失した際の影響を想定
→ 保存データの暗号化やパスワードの状況を確認
→ 回収できた場合には回収までの経緯を調べ、不特定の者に情報漏えいしていないか確認
- 再発防止策の検討・実施
→ 発生原因が人定原因かルール自体の欠陥かを特定し、再発防止のための対応(例:実務研修、倫理研修、ルールの改正等)を検討の後、従業員に周知して適切に実施する。
- 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
→ 影響を受けるであろう情報の該当者に連絡して、漏えいの事実について謝罪、不審電話による詐欺被害の防止のために注意喚起する。
→ マイナンバーが漏えいして不正に用いられる恐れがあると認められるときは、マイナンバーの変更をお住まいの市区町村に請求できるので、問い合わせるように本人に説明する。
- 個人情報保護委員会への報告の要否の確認
→ 個人情報保護委員会又は業界の所轄官庁への報告が必要かどうかを確かめ、必要な場合は報告。

※下記のような「**重大な事態**」が生じたときは、個人情報保護委員会への報告義務あり

- ① 漏えい・紛失・毀損又はマイナンバー法に反して利用・提供された個人情報にかかる本人の数が100人を超える事態
- ② 特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ、その個人情報が閲覧された事態
- ③ 不正の目的をもって、特定個人情報ファイルに記録された個人情報を利用し、又は提供したものがいる事態



社会保険労務士法人アイプラス
代表社員 社会保険労務士 今井洋一

TEL : 03-3791-1181 FAX : 03-6674-2508 Mail : info@sr-plus.co.jp
受付時間 9:30～18:00 (土日祝日および弊社休日を除く)
<http://sr-plus.co.jp/>

いかがでしょうか？引き続き、定期的に参考になりそうな情報をお届けさせていただければ幸いです。
もし、ご不要な場合は配信停止を致しますので、ご連絡ください。